

セクハラ、パワハラ、 LGBT問題って何？

『あなたの周りの悩んでいる人に、もし相談されたら？』

セクハラやパワハラ、LGBTという言葉をよく耳にするようになってきました。現代社会の課題として、「社会やビジネスにおける人権」が注目をあつめ、社会生活や企業活動においても、人権への配慮や意識が求められています。セクハラ、パワハラ、LGBTの問題について一緒に学んでみましょう。

【日時】 令和5年10月28日（土） 13：00～15：30

【会場】 美呗市民会館 2階大会議室
（美呗市西4条南1丁目4番2号）

【講師】 ラベンダー法律事務所
たばた あやこ
弁護士 田端 綾子 氏



ご経歴

- ・2000年4月 札幌弁護士会登録
- ・2002年10月 ラベンダー法律事務所開業
- ・2021年7月～12月・2022年6月～12月・2023年7月～ 札幌法務局人権擁護部アドバイザー弁護士
- ・2023年7月～ 北海道いじめ問題審議会委員

美呗市男女共同参画推進協議会事務局（美呗市総務部美呗デザイン課広報情報係内）

申込み
・
問合せ

TEL 0126-63-0113
FAX 0126-62-1088
メール kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp(代表)

※当日参加も可能です